

(2) 事前協議制度の概要（要綱）

墓地・納骨堂・火葬場を経営許可又は拡張に係る変更許可の申請をしようとする者（経営等予定者）はあらかじめ事前協議を行わなければならない。

- ① 経営等予定者は許可申請の前に事前協議書を提出する。
- ② 適当と認める場合は、市長は事前協議終了通知をする。
- ③ 市長は改善その他の措置が必要な場合にその旨経営等予定者へ通知する。
- ④ 経営等予定者は③の通知があった場合に、改善その他の措置を講じたときは報告書を提出する。市長は適当と認める場合は、②と同様に事前協議終了通知をする。
- ⑤ 経営等予定者は協議内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更協議書を提出する。
- ⑥ ⑤の変更の協議についても②～④を準用する。

～ 事前協議制度導入後の許可までの流れ ～

